第一種貨物利用運送事業

事業者番号	0504311
利用運送機関	貨物自動車運送
利用運送区域	全国各地域発着貨物 （沖縄及び離島を除く）
業務の範囲	一般事業

標準貨物自動車利用運送約款（平成二年十一月二十六日運輸省告示第五百七十九号）

最終改正：令和六年八月三十日国土交通省告示第千百二十五号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　利用運送業務等
第一節　利用運送の申込み及び引受け（第三条―第十六条）
第二節　積付け（第十七条）
第三節　貨物の受取及び引渡し（第十八条―第二十五条）
第四節　指図(第二十六条・第二十七条)
第五節　事故(第二十八条―第三十条)
第六節　運賃、料金等（第三十一条―第三十七条）
第七節　責任（第三十八条―第五十条）
第三章　積込み又は取卸し等（第五十一条―第五十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）を行います。

２　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する貨物利用運送事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

２　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　利用運送業務等

第一節　利用運送の申込み及び引受け

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

２　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（利用運送の順序）

第四条　当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は、一日とします。

三　集配期間　集貨及び配達をする場合にあっては各一日

２　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

（利用運送の申込み）

第六条　当店に貨物の利用運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した利用運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

三　集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時

四　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

五　運送の扱種別

六　運賃、料金（第三十三条に規定する待機時間料、第五十一条に規定する積込料又は取卸料及び第五十二条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　高価品については、貨物の種類及び価格

九　第五十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

十　第五十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
十一　運送保険に付することを委託するときは、その旨
十二　特約事項があるときは、その内容
十三　本約款の内容について承諾する旨
十四　その他その貨物の運送に関し必要な事項
２　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店で定めるものをいう。以下同じ。）による利用運送の申込み方法を定めているときは、前項の利用運送申込書の提出に代えて、当該利用運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができます。この場合において、申込者は、当該利用運送申込書を提出したものとみなします。

（利用運送の引受け）
第七条　当店は、前条第一項の利用運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該利用運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した利用運送引受書を交付します。
一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時
二　運賃、料金等の額
２　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の利用運送引受書の交付に代えて、当該利用運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該利用運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）
第八条　当店は、貨物の利用運送の申込みがあったときは、貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。
２　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
３　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異ならないときは、これにより生じた損害の賠償をします。
４　当店が第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）
第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。
一　当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。
二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
三　運送に適する設備を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。
四　当該利用運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
五　当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（高価品及び貴重品）
第十条　この約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
二　美術品及び骨董品
三　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
２　前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。
３　この約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の扱種別等不明の場合）
第十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の利用運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が利用運送の申込みをするにあたり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかったときは、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物を運送します。

（荷造り）
第十二条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に耐えるように荷造りをしなければなりません。
２　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。
３　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書

面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

（外装表示等）
第十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が、必要がないと認めた事項については、この限りでありません。
一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二　品名
三　個数
四　その他貨物の取扱いに必要な事項
２　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）
第十四条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の利用運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
一　当店において、集貨、持込み又は引取りの日時を指定すること。
二　当該貨物の運送につき、付添人を付すこと。

（危険品の運送）
第十五条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に通知するとともに、その品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な事項を送り状に明記し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明示しなければなりません。

（代替運送）
第十六条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、利用運送を引き受けた貨物の運送を他の運送機関による運送に変更することがあります。
２　前項の場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

第二節　積付け
（積付け）
第十七条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
２　シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第三節　貨物の受取及び引渡し
（受取及び引渡しの場所）
第十八条　当店は、利用運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、利用運送申込書に記載された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）
第十九条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二　船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）
第二十条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
２　商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の催告）
第二十一条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図することを催告することがあります。
２　当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（引渡不能の貨物の寄託）
第二十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用でその貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。
２　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
３　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉荷証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
４　当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があった場合において、当該貨物につき、倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）
第二十三条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十一条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。
２　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）
第二十四条　当店は、第二十一条第一項の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。
２　当店は、前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十一条の催告をしないで競売することがあります。
３　当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
４　当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価をもって運賃、料金等並びに催告及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

（引渡不能の貨物の任意売却）
第二十五条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十一条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって、同条の手続きをとるいとまがないときは、その手続きによらず、公正な第三者を立会わせて、これを売却することがあります。
２　前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

第四節　指図

（貨物の処分権）
第二十六条　荷送人は、当店に対して、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
２　前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
３　第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）
第二十七条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。
２　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

第五節　事故

（事故の際の措置）
第二十八条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を催告します。
一　貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。
二　当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。
三　相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
２　当店は、前項各号の場合において、指図をまついとまがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
３　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品の処分）
第二十九条　当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。
２　前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。
３　第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）
第三十条　当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。
２　当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第六節　運賃、料金等
（運賃、料金等）
第三十一条　運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。
２　前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを収受します。
３　第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

（運賃、料金等の収受方法）
第三十二条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。
２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。
３　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することを認めることがあります。

（待機時間料）
第三十三条　当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が第五十一条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第五十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

（延滞料）
第三十四条　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

（運賃請求権）
第三十五条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。
２　当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によって滅失したときは、運賃、料金その他の費用の全額を収受します。

（事故等と運賃、料金等）
第三十六条　当店は、第二十六条及び第二十八条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った利用運送の割合に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

（中止手数料）
第三十七条　当店は、利用運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、利用運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに利用運送の中止をしたときは、この限りではありません。
２　前項の中止手数料は、次のとおりとします。

一　利用運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき　当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内
二　利用運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき　当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセント以内
三　利用運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき　当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

第七節　責任

（責任の始期）
第三十八条　当店の利用運送についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任と挙証）
第三十九条　当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他利用運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（コンテナ貨物の責任）
第四十条　前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であって当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
一　荷送人が貨物を詰めたものであること。
二　コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）
第四十一条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（荷送人の申告等の責任）
第四十二条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、利用運送申込書の記載又は荷送人の申告により利用運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（利用運送申込書等の記載不完全等の責任）
第四十三条　当店は、利用運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。
２　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）
第四十四条　当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二　当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変、強盗
四　不可抗力による火災
五　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）
第四十五条　高価品については、荷送人が申込みをするにあたり、その種類及び価額を通知しなければ、当店はその滅失、損傷又は延着についての損害賠償の責任を負いません。
２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
一　運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。
二　当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（責任の特別消滅事由）
第四十六条　当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が異議をとどめないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合にお

いて、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。
2　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、これを適用しません。
3　荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当店が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人が貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人に対して、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった旨の通知を発したときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（損害賠償額）
第四十七条　貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。
2　貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との差額によってこれを定めます。
3　第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
4　第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
5　貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

第四十八条　当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大なる過失により貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、一切の損害を賠償します。

（除斥期間）
第四十九条　当店の責任は、貨物の引渡しがされた日（貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
2　前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができます。
3　荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（賠償に基づく権利取得）
第五十条　当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

第三章　積込み又は取卸し等

（積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料）
第五十一条　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

（附帯業務等及び附帯業務料）
第五十二条　当店は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）等を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。
2　附帯業務等については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

（品代金の取立て）
第五十三条　品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。
2　当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

（付保）
第五十四条　利用運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。
2　保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

Ⅰ　距離制運賃表

北海道運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	13,220	15,340	20,190	25,740
20km	14,930	17,340	23,000	29,550
30km	16,640	19,340	25,810	33,350
40km	18,340	21,340	28,620	37,160
50km	20,050	23,330	31,430	40,960
60km	21,760	25,330	34,240	44,770
70km	23,470	27,330	37,040	48,570
80km	25,180	29,330	39,850	52,380
90km	26,890	31,330	42,660	56,180
100km	28,600	33,330	45,470	59,990
110km	30,290	35,280	48,170	63,640
120km	31,980	37,230	50,870	67,290
130km	33,670	39,180	53,580	70,940
140km	35,360	41,140	56,280	74,590
150km	37,050	43,090	58,980	78,240
160km	38,730	45,040	61,680	81,890
170km	40,420	47,000	64,380	85,540
180km	42,110	48,950	67,080	89,190
190km	43,800	50,900	69,790	92,840
200km	45,490	52,850	72,490	96,490
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,350	3,860	5,310	7,170
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,380	9,650	13,270	17,920

Ⅰ　距離制運賃表

東北運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	13,180	15,360	19,930	25,570
20km	14,890	17,360	22,720	29,350
30km	16,590	19,360	25,500	33,130
40km	18,290	21,350	28,280	36,920
50km	19,990	23,350	31,060	40,700
60km	21,700	25,340	33,840	44,480
70km	23,400	27,340	36,630	48,260
80km	25,100	29,340	39,410	52,040
90km	26,800	31,330	42,190	55,820
100km	28,510	33,330	44,970	59,600
110km	30,190	35,280	47,650	63,230
120km	31,870	37,230	50,330	66,860
130km	33,550	39,180	53,010	70,490
140km	35,230	41,120	55,690	74,120
150km	36,910	43,070	58,360	77,740
160km	38,600	45,020	61,040	81,370
170km	40,280	46,970	63,720	85,000
180km	41,960	48,920	66,400	88,630
190km	43,640	50,870	69,080	92,260
200km	45,320	52,820	71,760	95,890
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,340	3,850	5,260	7,120
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,340	9,630	13,160	17,810

Ⅰ　距離制運賃表

関東運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240
40km	21,550	24,890	32,200	41,320
50km	23,480	27,130	35,250	45,400
60km	25,400	29,360	38,300	49,480
70km	27,320	31,590	41,340	53,570
80km	29,240	33,830	44,390	57,650
90km	31,160	36,060	47,440	61,730
100km	33,080	38,290	50,480	65,810
110km	35,010	40,500	53,450	69,770
120km	36,930	42,710	56,410	73,720
130km	38,850	44,920	59,370	77,680
140km	40,770	47,120	62,330	81,640
150km	42,690	49,330	65,300	85,590
160km	44,620	51,540	68,260	89,550
170km	46,540	53,740	71,220	93,500
180km	48,460	55,950	74,190	97,460
190km	50,380	58,160	77,150	101,420
200km	52,300	60,360	80,110	105,370
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,830	4,380	5,850	7,800
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	9,580	10,950	14,620	19,490

Ⅰ　距離制運賃表

北陸信越運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	13,800	15,900	20,690	26,240
20km	15,550	17,940	23,530	30,070
30km	17,310	19,980	26,380	33,910
40km	19,060	22,020	29,220	37,740
50km	20,810	24,060	32,060	41,580
60km	22,560	26,100	34,900	45,410
70km	24,310	28,140	37,750	49,240
80km	26,070	30,180	40,590	53,080
90km	27,820	32,220	43,430	56,910
100km	29,570	34,260	46,270	60,740
110km	31,310	36,260	49,020	64,430
120km	33,040	38,260	51,760	68,120
130km	34,780	40,250	54,500	71,810
140km	36,510	42,250	57,240	75,500
150km	38,250	44,250	59,990	79,190
160km	39,980	46,250	62,730	82,880
170km	41,720	48,250	65,470	86,570
180km	43,460	50,250	68,220	90,260
190km	45,190	52,250	70,960	93,940
200km	46,930	54,250	73,700	97,630
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,450	3,950	5,400	7,250
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,620	9,890	13,490	18,130

Ⅰ　距離制運賃表

中部運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	14,550	16,770	21,550	27,550
20km	16,360	18,880	24,460	31,480
30km	18,170	20,990	27,370	35,420
40km	19,980	23,100	30,280	39,360
50km	21,790	25,210	33,200	43,300
60km	23,600	27,320	36,110	47,240
70km	25,420	29,430	39,020	51,170
80km	27,230	31,540	41,930	55,110
90km	29,040	33,650	44,840	59,050
100km	30,850	35,760	47,750	62,990
110km	32,660	37,830	50,580	66,790
120km	34,460	39,910	53,400	70,590
130km	36,270	41,990	56,220	74,390
140km	38,080	44,070	59,040	78,190
150km	39,880	46,150	61,870	81,990
160km	41,690	48,220	64,690	85,790
170km	43,490	50,300	67,510	89,600
180km	45,300	52,380	70,330	93,400
190km	47,100	54,460	73,160	97,200
200km	48,910	56,530	75,980	101,000
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,600	4,120	5,560	7,480
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,990	10,300	13,910	18,700

Ⅰ　距離制運賃表

近畿運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	15,060	17,060	22,070	27,890
20km	16,920	19,190	25,020	31,870
30km	18,780	21,330	27,980	35,840
40km	20,630	23,460	30,940	39,810
50km	22,490	25,600	33,900	43,780
60km	24,350	27,730	36,850	47,760
70km	26,200	29,870	39,810	51,730
80km	28,060	32,000	42,770	55,700
90km	29,920	34,140	45,730	59,670
100km	31,770	36,280	48,680	63,650
110km	33,620	38,380	51,550	67,490
120km	35,470	40,490	54,420	71,330
130km	37,320	42,600	57,290	75,170
140km	39,170	44,700	60,160	79,010
150km	41,020	46,810	63,030	82,850
160km	42,870	48,920	65,890	86,690
170km	44,720	51,030	68,760	90,530
180km	46,570	53,130	71,630	94,370
190km	48,420	55,240	74,500	98,210
200km	50,270	57,350	77,370	102,050
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,680	4,180	5,650	7,560
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	9,210	10,450	14,130	18,900

Ⅰ　距離制運賃表

中国運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	13,850	16,160	21,030	26,410
20km	15,610	18,220	23,900	30,260
30km	17,360	20,280	26,770	34,110
40km	19,120	22,330	29,640	37,950
50km	20,870	24,390	32,510	41,800
60km	22,630	26,450	35,380	45,650
70km	24,380	28,510	38,250	49,500
80km	26,140	30,570	41,120	53,340
90km	27,900	32,630	43,990	57,190
100km	29,650	34,690	46,860	61,040
110km	31,400	36,710	49,630	64,740
120km	33,140	38,730	52,390	68,450
130km	34,880	40,750	55,160	72,160
140km	36,630	42,770	57,930	75,860
150km	38,370	44,790	60,700	79,570
160km	40,110	46,810	63,470	83,270
170km	41,860	48,830	66,240	86,980
180km	43,600	50,850	69,010	90,690
190km	45,340	52,870	71,780	94,390
200km	47,090	54,890	74,550	98,100
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,470	4,000	5,450	7,290
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,670	9,990	13,620	18,220

Ⅰ　距離制運賃表

四国運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	13,180	15,690	20,470	26,010
20km	14,880	17,710	23,290	29,820
30km	16,580	19,730	26,120	33,640
40km	18,280	21,750	28,940	37,450
50km	19,980	23,770	31,760	41,270
60km	21,680	25,790	34,590	45,080
70km	23,380	27,810	37,410	48,890
80km	25,080	29,830	40,240	52,710
90km	26,780	31,850	43,060	56,520
100km	28,480	33,870	45,880	60,330
110km	30,170	35,850	48,600	64,000
120km	31,860	37,830	51,320	67,660
130km	33,550	39,800	54,040	71,320
140km	35,230	41,780	56,760	74,990
150km	36,920	43,760	59,480	78,650
160km	38,610	45,730	62,200	82,310
170km	40,300	47,710	64,920	85,980
180km	41,990	49,690	67,640	89,640
190km	43,670	51,660	70,360	93,300
200km	45,360	53,640	73,080	96,970
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,360	3,910	5,350	7,190
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,390	9,770	13,360	17,990

Ⅰ　距離制運賃表

九州運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	13,450	15,730	20,470	26,120
20km	15,170	17,750	23,290	29,940
30km	16,890	19,780	26,110	33,750
40km	18,610	21,800	28,930	37,570
50km	20,330	23,820	31,750	41,390
60km	22,050	25,840	34,580	45,210
70km	23,770	27,870	37,400	49,020
80km	25,490	29,890	40,220	52,840
90km	27,210	31,910	43,040	56,660
100km	28,930	33,930	45,860	60,470
110km	30,630	35,910	48,580	64,140
120km	32,340	37,900	51,300	67,810
130km	34,050	39,880	54,020	71,480
140km	35,750	41,860	56,740	75,150
150km	37,460	43,840	59,460	78,820
160km	39,170	45,820	62,180	82,490
170km	40,870	47,800	64,900	86,160
180km	42,580	49,780	67,620	89,830
190km	44,290	51,760	70,340	93,500
200km	45,990	53,740	73,060	97,170
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,390	3,920	5,350	7,210
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,480	9,800	13,380	18,020

Ⅰ　距離制運賃表

沖縄総合事務局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
5km	11,600	13,430	17,670	22,870
10km	12,410	14,380	19,020	24,720
20km	14,050	16,300	21,720	28,430
30km	15,680	18,210	24,430	32,140
40km	17,320	20,130	27,140	35,840
50km	18,960	22,040	29,840	39,550
60km	20,600	23,960	32,550	43,260
70km	22,240	25,870	35,250	46,970
80km	23,870	27,790	37,960	50,680
90km	25,510	29,710	40,670	54,390
100km	27,150	31,620	43,370	58,100
110km	28,770	33,490	45,970	61,650
120km	30,380	35,360	48,570	65,200
130km	32,000	37,230	51,170	68,750
140km	33,610	39,090	53,770	72,300
150km	35,230	40,960	56,370	75,850
160km	36,840	42,830	58,970	79,400
170km	38,460	44,700	61,570	82,950
180km	40,070	46,570	64,170	86,500
190km	41,690	48,430	66,770	90,050
200km	43,300	50,300	69,370	93,600
200kmを超えて10kmを増すごとに加算する金額	1,600	1,850	2,560	3,480

Ⅱ　時間制運賃表　　（単位:円）

種別			車種別 / 局別	小型車（2tクラス）	中型車（4tクラス）	大型車（10tクラス）	トレーラー（20tクラス）
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
			沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
			九州	20,260	24,440	32,320	41,820
			沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		北海道	350	410	630	930
			東北	340	410	630	920
			関東	350	410	630	930
			北陸信越	340	410	630	920
			中部	340	410	630	920
			近畿	340	410	630	920
			中国	340	410	630	920
			四国	340	410	630	920
			九州	340	400	630	920
			沖縄	340	410	630	920
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）		北海道	2,790	2,930	3,150	3,700
			東北	2,780	2,910	3,130	3,680
			関東	3,710	3,890	4,180	4,920
			北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970
			中部	3,310	3,480	3,740	4,400
			近畿	3,430	3,600	3,870	4,550
			中国	3,060	3,210	3,450	4,060
			四国	2,890	3,030	3,260	3,830
			九州	2,940	3,090	3,320	3,900
			沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380

Ⅲ　個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した１個又は１重量あたりの運賃を適用することができる。

（車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金）÷｛（最大積載個数又は重量）×基準積載率（70%）｝

Ⅳ　運賃割増率

【速達割増等】

次の（１）又は（２）に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該（１）又は（２）に掲げる割増率を適用することができる。

ただし、（１）の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

（１）通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合　3割

（２）有料道路の利用が認められない場合　有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について2割以上

※（１）については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、1割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車		小型車、中型車、大型車又はトレーラーの２割
海上コンテナ輸送車		トレーラーの４割
セメントバルク車		大型車又はトレーラーの２割
ダンプ車		大型車の２割
コンクリートミキサー車		大型車の２割
タンク車	石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの３割
	化成品輸送車	大型車又はトレーラーの４割
	高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの５割以上

※高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから、５割以上とした。

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	２割

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前５時までに運送した距離に限る	２割

Ⅴ　待機時間料

車種別 時間	小型車 （２ｔクラス）	中型車 （４ｔクラス）	大型車 （10ｔクラス）	トレーラー （20ｔクラス）
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,680円	1,760円	1,890円	2,220円
Ⅵに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて２時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	2,010円	2,110円	2,270円	2,670円

Ⅵ　積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

時間／内容	車種別	小型車 （２ｔクラス）	中型車 （４ｔクラス）	大型車 （10ｔクラス）	トレーラー （20ｔクラス）
30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080円	2,180円	2,340円	2,750円
	手積みの場合	2,000円	2,100円	2,260円	2,650円
Ⅴに定める待機時間料の適用時間と併せて２時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490円	2,610円	2,810円	3,300円
	手積みの場合	2,400円	2,520円	2,710円	3,180円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅶ　利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受

Ⅷ　有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

Ⅸ　その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅹ　燃料サーチャージ

１．以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基 準 価 格：120.00円/L　（※）

改定の刻み幅：5.00円/L

改 定 条 件：改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃 止 条 件：軽油価格が120.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計　算　式：（距離制運賃）

走行距離（km）÷車両燃費（km/L）×算出上の燃料価格上昇額（円/L）

（時間制運賃）

平均走行距離（km）÷車両燃費（km/L）×算出上の燃料価格上昇額（円/L）

（個建運賃）

１個又は１重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる。

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円/Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円/Lとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年５月16日最終改定）も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

２.燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格上昇額
基準価格	120.00 円/L	―
～　120.00 円/L	廃止	

120.00 超	～	125.00 円/L	122.50 円/L	2.50 円/L
125.00 超	～	130.00 円/L	127.50 円/L	7.50 円/L
130.00 超	～	135.00 円/L	132.50 円/L	12.50 円/L
135.00 超	～	140.00 円/L	137.50 円/L	17.50 円/L
140.00 超	～	145.00 円/L	142.50 円/L	22.50 円/L
145.00 超	～	150.00 円/L	147.50 円/L	27.50 円/L
150.00 超	～	155.00 円/L	152.50 円/L	32.50 円/L
155.00 超	～	160.00 円/L	157.50 円/L	37.50 円/L
160.00 超	～	165.00 円/L	162.50 円/L	42.50 円/L
165.00 超	～	170.00 円/L	167.50 円/L	47.50 円/L
170.00 超	～	175.00 円/L	172.50 円/L	52.50 円/L
175.00 超	～	180.00 円/L	177.50 円/L	57.50 円/L
180.00 超	～	185.00 円/L	182.50 円/L	62.50 円/L
185.00 超	～	190.00 円/L	187.50 円/L	67.50 円/L
190.00 超	～	195.00 円/L	192.50 円/L	72.50 円/L
195.00 超	～	200.00 円/L	197.50 円/L	77.50 円/L
200.00 超	～	205.00 円/L	202.50 円/L	82.50 円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

※算出上の燃料価格上昇額は、（算出上の代表価格－基準価格）とした。

※軽油価格が205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

３.サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車（２ｔクラス）	6.5km/L
中型車（４ｔクラス）	5.0km/L
大型車（10ｔクラス）	3.5km/L
トレーラー（20ｔクラス）	2.7km/L

４.時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	８時間制	４時間制
小型車（２ｔクラス）	100km	50km
中型車（４ｔクラス）	130km	60km
大型車（10ｔクラス）	130km	60km
トレーラー（20ｔクラス）	130km	60km

５.端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

貸切運賃料金適用方

I. 距離制運賃料金適用方

（適用する運送）

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

（特殊運賃との関係）

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

（運賃料金計算の基本）

3. (1)運賃及び料金は使用車両 1 車 1 回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が 2 両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは 2 両以上の車両を 1 車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を 1 車として計算します
(3) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわりなく、当該基準車両による運賃を適用することができます。

（運賃計算の方法）

4. (1)運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（以下「基準運賃」といいます。）の上下それぞれ 20％の範囲内で計算します。なお、運送距離が 200km までの場合、10km に満たない走行キロは 10km に切り上げて計算します。同様に、運送距離が 200km を超えて 500km までの場合、20km に満たない走行キロは 20km に、運送距離が 500km を超える場合、50km に満たない走行キロは 50km に切り上げて計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ 20％の範囲内で計算します。

（端数の処理）

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します
(1) 計算した金額が 10,000 円未満のときは、100 円未満の端数は 100 円に切り上げます。
(2) 計算した金額が 10,000 円を超えるときは、500 円未満の端数は 500 円に、500 円を超え、1,000 円未満の端数は 1,000 円に切り上げます。

（キロ程の計算）

6. 運送距離は、1 車 1 回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

（割増率及び割引率の重複する場合の計算）

7. 2 種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

（個建契約運賃）

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の（1)の各号に該当する貨物の運送契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）をする場合には、運送区間ごとに（2)の式により算出した 1 個当りの運賃を適用することができます。ただし、1 回の出荷量が基準車両の積載可能個数の 60%以上ある場合に限ります。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ①単一品目であること
②荷姿が一定していること
③1 個の重量又は容積が一定していること
④十分なリードタイムが確保されること

(2) {車種別のキロ程に応じた距離制運賃及びこれらの運賃に付随する料金}

÷{（最大積載個数又は重量）× 基準積載率（70%)}

（速達割増等）

9. 次の⑴又は⑵に該当する貨物の運送契約をする場合には、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額を加算します。

⑴有料道路の利用、労働基準法、改善基準告示、道路交通法等の関係法令の遵守を前提として、通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望する場合

⑵有料道路の利用が認められない運送を希望する場合

この場合、有料道路を替する一般道のキロ程に応じた運賃を基準運賃とします。

（割引運賃）

10. 積み合わせを前提とし、積み合わせにかかる充分なリードタイムが確保される場合、基準運 賃に運賃表に定める割引率を乗じた金額を除算します

（特殊車両割増）

11. 所定の特殊車両を使用した場合は、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額（その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額）を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

（休日割増）

12. 日曜祝日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

（深夜 早朝割増）

13. 深夜 早朝割増の適用時間（午後 10 時から午前 5 時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜 早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

（品目別割増）

14. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。 1 車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

（特大品割増）
15. 貨物の長さ（萬さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

（悪路割増）
16. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

（冬期割増）
17. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します

（地区割増料）
18. 貨物の発地又は着地が、別途定める区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

（長期契約割引）
19. 1ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200kmを超えるものに限ります。）については、基準運賃に対して20%以内の割引率を適用することができます。

（往復貨物の割引）
20. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ100km以上の運送に限ります。）を行う場合であって、次の（1)又は(2)に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません
(1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
(2) 往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

（待機時間料）
21. 車両が貨物の発地又は着地に至着後、荷主の責により発地又は着地において待機した時間（荷主による積込み 取卸しの時間を含みます）が各30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、 1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれの時間について合算するものとします。また、待機時間料及び次項の積込料 取卸料が適用される時間の合計が2時間を超える部分については、割増しによる所定の待機時間料を収受します。

（積込料 取卸料）
22. 積込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料 取卸料については、所定の積込料 取卸料を収受します。但し、安全対策を施した積込み、取卸しなど、品目や業種などの特性上やむを得ない事情がある場合においては適用しないことがあります。また、積込料 取卸料及び前項の待機時間料が適用される時間の合計が2時間を超える部分については、割増しによる所定の積込料 取卸料を収受します。

（附帯業務料）
23. 品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収 検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。

（利用運送手数料）
24. 他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合は、当該運送事業者の手配までに要した次数について、所定の利用運送手数料を収受します。なお、特別な手配を要する利用運送を行う場合は、別途見積もった手数料を収受します。

（燃料サーチャージ）
25. 調達する燃料喪が基準価格を超えるときは、所定の燃料サーチャージを収受します。

（消費税及び地方消費税の加算方法）
26. (1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
(2) 前号により計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円単位に四捨五入します。

（有料道路利用料）
27. 有料道路利用を利用した区間の料金を運賃とは別に収受します

（実費）
28. フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送に伴う施設使用料等その他実喪として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

（計算の順序）
29. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います
①使用車両及び運送距離による運賃の計算
②割増率及び割引率の適用の計算
③上下それぞれ 20%幅の適用計算
④５.による運賃の端数処理
⑤諸料金（端数処理を含む。）の計算
⑥２４.による加算の計算
⑦有料道路利用料、実費の計算

（中止手数料）
30. 荷主の責により、運送の中止が生じた場合（荷主が責任を負わない事由を除く）の中止手数料は、次に定めるとおり収受します。
① 集貨予定日時の 3 日前までに運送の中止をしたとき 収受しません
② 集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき　運賃及び料金(22～23、25 及び 27～28 を除く。以下同じ）の 30%以内
③ 集貨予定日時の前日に中止の指図をしたとき　運賃及び料金の 50%以内
④ 集貨予定日時の当日に中止の指図をしたとき　運賃及び料金の 100%以内

（その他）
31. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

II.　時間制運賃料金適用方

（運賃料金計算の基本）

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に遥用します。

2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別(8 時間制又は 4 時間制の別）ごとに計算します。

（走行キロ及び時間の計算）

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。なお、10km に満たない走行キロは 10km に、1 時間に満たない作業時間は 1 時間に、それぞれ切り上げて計算します。

（従業員）

4. 運送に従事する従業員の数は、1 車につき 1 人とします。

（距離制運賃料金適用方の準用）

5. 距離制運賃料金適用方の 1　（適用する運送)、2　（特殊運賃との関係)、4（運賃計算の方法)、5　（端数の処理)、7 （割増率及び割引率が重複する場合の計算)、 8 （個建契約運賃)、9 から 17 まで（速達割増等、割引運賃、特殊車両割増、休日割増、深夜 早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増)、22 から 30 まで（積込料 取卸料、附帯業務料、利用運送手数料、燃料サーチャージ、消費税及び地方消費税の加算方法、有料道路利用料、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。この場合、8（個建契約運賃）における「車種別のキロ程に応じた距離制運賃」は「車種別の時間制運賃」と読み替えます。

別紙

※運賃割増率

1. 品目別割増

項目	内訳	割増率
易 損 品	1. レントゲン機械，電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮，みこし，仏壇，神仏像 3. ピアノ，その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束 による。
危 険 品	1. 高圧ガス保安法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束 による。ただし特定毒 物については，5割以 上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物，生きた動物，鮮魚介類	2割
	2. 屍 体	5割
汚 わ い 品	生さなぎ，骨の類，ぼうこう，あま皮，うろこ，内臓，塵芥等の廃棄物，し尿	4割
貴重品，高価品	貨幣，証券類，貴金属その他高価品で標準貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束 による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその長さの1割を加えたもの， 重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さ が12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。

3. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所 ならびに自動車道以外の場所に限る。	3割

4. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自11月16日 至４月15日	２割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月１日 至 ３月31日	２割
岩手県のうち,北上市・久慈市・遠野市 ・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡 ・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち,会津若松市・喜多方市・ 南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち,高山市・大野郡・下呂市 ・郡上市		

5. 地区割増料

車種別 地域	小型車	中型車	大型車	トレーラー
東京都特別区、大阪市	935円	1,185円	1,605円	2,040円
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	545円	745円	1040円	1,355円

※小型車は「2t 車まで」、中型車は「6ｔ車まで」、大型車は「14ｔ車まで」、 トレーラーは「20ｔ車まで」の各「上限値・下限値の平均値」を算出